

1	令和7年度 第5回厚真町農業委員会総会議事録
	令和7年8月27日（水） 午前10時55分から
2	令和7年度 第5回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター大集会室に招集する。
3	出席委員 13名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋宥悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一 欠席委員 9番 澤田和博
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 各諸証明の発行 第6 議案第1号 農地法第3条の許可処分 第7 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査 奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から令和7年度第5回総会を開催します。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。
小谷会長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中13名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長 （小谷会長）	これより、議事に入ります。（午前10時55分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】

議長 (小谷会長)	それでは、工藤委員、安田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (小谷会長)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (小谷会長)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (小谷会長)	日程第4 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しております農業者年金処理台帳をご覧ください。 8月分の処理状況でございますが、旧制度の農業者老齢年金裁定請求書1件、新制度の農業者老齢年金裁定請求書1件、被保険者資格喪失届出書1件、死亡関係届出書1件、以上の通り処理しております。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
議長 (小谷会長)	今大変お米高騰になっております。農業者年金の関係なんですが、国民年金40年間かけた方で、60歳を超えている方は農業者年金掛金を掛けることができなくなります。 僕もうろ覚えで、昨日事務局に確かめにいったら40年間納めてなかったら60を超えてでも、例えば、6万7000円の最高額までかけられるが、1年間だとか、3か月残っていたら3か月間かけることができ、それも税金対策の一部かなと思いついたんですが、40年間満額を終了して、もうすぐもうあと何日かで1か月ぐらいいもう63歳になるわけでございますが、息子さん等にですね、もし満額かけてですね、税金対策というわけではないんですが、そういうところの使い事情も、ありますよと。うちは息子を6万7000円の最高額、掛けるようにしました。 そういうこともありますので、そういう事も考えた中で、農業者年金を活用してくと、老後少しでも助かるというようなことになるのではないかと思いますので、一言付け加えます。
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第5 報告第1号 各諸証明の発行を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをご覧ください。 報告第1号 各諸証明の発行について。 厚真町農業委員会処務規程第4条第1項の規定により下記のとおり発行したので報告します。令和7年8月27日提出、厚真町農業委員会会長。 証明番号8番、現況証明を発行しています。以上で報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。

	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	日程第6 議案第1号「農地法第3条の許可処分」を議題とします。事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書2ページでございます。 議案第1号 農地法第3条の許可処分について。 次のとおり農地法第3条の許可申請があったので提出いたします。 令和7年8月27日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、土地の表示、所在 ○○番地の○○以下○筆記載の通りでございます。 現況地目 畑。地積 ○筆合計 ○○㎡。 売主、○○ ○○。買主、○○ ○○。 契約内容につきましては、売買でございます。 10a 当り単価、○○円で算出しまして、価格○○円でございます。 説明資料をご覧ください。 1 ページに申請地の位置図、2 ページに地番図、3 ページに写真図を載せております。 4 ページに調査書でございます。記載の通り農地法第3条第2項の要件にはいずれも該当致しません。 2番、土地の表示、所在 ○○番地の○○記載の通りでございます。 現況地目 畑。地積 ○○㎡。 売主、○○ ○○。買主、○○ ○○。 契約内容につきましては、売買でございます。 10a 当り単価、○○円で算出しまして、価格○○円でございます。 説明資料をご覧ください。 5 ページに申請地の位置図、6 ページに地番図、7 ページに写真図を載せております。 8 ページに調査書でございます。記載の通り農地法第3条第2項の要件にはいずれも該当致しません。 3番、土地の表示、所在 ○○番地の○○以下○筆記載の通りでございます。 現況地目 田及び雑種地原野。地積 ○筆合計○○㎡。 売主、○○ ○○。買主、○○ ○○。 契約内容につきましては、売買でございます。 10a 当り単価、田○○円、非農地について○○円で算出しまして、価格○○円でございます。 説明資料をご覧ください。 9 ページに申請地の位置図、10 ページに地番図、11 ページに写真図を載せております。 12 ページに調査書でございます。記載の通り農地法第3条第2項の要件にはいずれも該当致しません。 こちらは後ほど議案2号で説明いたしますが、公社事業の貸付けタイプにて売買を行います。農振区域外につきましては、公社事業の対象外のため、農地法3条での売買になっています。 以上で説明を終わります。

議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第1号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
事務局(奥井主事)	補足ですけども、1番につきまして、〇〇さんは〇〇の方で営農しておりますが、説明資料の、3ページをご覧くださいと思うんですけども、こちら下部分の〇〇ですとか〇〇につきまして、こちら〇〇さんが営農しております、その地続きになる形で今回売買になっております。以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	〇〇さん、〇〇さんの所も地続きです。他にありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第1号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第1号「農地法第3条の許可処分」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第7 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。 所有権移転関係について議題とします。事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	議案書3ページでございます。 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和7年8月27日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書4ページでございます。 1番 所有権の移転を受けるもの、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社 所有権を移転するもの 〇〇 〇〇 所在 〇〇番地の〇以下〇筆 地目 全て田 面積 〇筆合計〇〇㎡ 所有権の移転時期 こちらは公告日である令和7年9月5日になります。 対価 10a 当り〇〇万円 合計〇〇円 手数料及び消費税として、2%の手数料〇〇円、手数料に係る消費税として〇〇円 計〇〇円 対価からこの額を引いた〇〇円が振込まれる額になります。 対価の支払方法 指定口座振込 対価の支払期限 令和7年10月14日 引渡しの時期 対価の支払日になります。 こちらは、一度あっせんを不成立とし、買入協議を行い、買い手、売り手の両者、委員さんに集まって頂き、金額が決定しております。 今後の総会で、購入予定者の〇〇さんと公社の賃貸借契約が上がる予定でございます。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきましてはこの件について、補足説明を求めます。長谷川委員お願いします。
長谷川委員	〇〇さんが高齢となりまして、なおかつ、ここが基盤整備の対象となっていて、そこら辺を勘案した結果、公社を通してという形で、売買が進みまし

	た。昔のあっせんとは違いまして、買入協議ということで、〇〇さんが将来的に買うという流れで、反〇万という形に決まりました。 基盤整備代を支払うのがいいのか、それとも税金を負担するのがいいのか、色々模索したんですけども、最終的に公社を通して、手数料がかかってもそっちの方が、いいだろうというような形で今回こういう形になりましたので、よろしく願いいたします。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。 それでは、議案第2号 所有権移転関係に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第2号 所有権移転関係について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	続いて、賃貸借関係を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	議案書5ページでございます。 1番 受け人 〇〇 〇〇 渡し人 〇〇 〇〇 転貸者 北海道農業公社 設定する土地 〇〇番地 地目 田 面積 〇〇㎡ 存続期間 公告日からR10.3.31までの契約期間でございます。 10a 単価 〇〇円 借賃 〇〇円でございます。 新規案件でございます。 2番 受け人 〇〇 〇〇 渡し人 〇〇 〇〇 転貸者 北海道農業公社 設定する土地 〇〇番地の〇〇以下〇筆 地目 田 面積 〇筆合計〇〇㎡ 存続期間 公告日からR12.3.31までの契約期間でございます。 10a 単価 〇〇円 借賃 〇〇円でございます。 3番 受け人 〇〇 〇〇 渡し人 〇〇 〇〇 転貸者 北海道農業公社 設定する土地 〇〇番地の〇以下〇筆 地目 田 面積 〇筆合計〇〇㎡ 存続期間 公告日からR12.3.31までの契約期間でございます。 10a 単価 〇〇円 借賃 〇〇円でございます。 こちらは先月の総会の農地法第3条の議案で、否決になった案件でございますが、8月に両者役場に来て頂き、公社事業について理解して頂き、公社を通しての賃貸となりました。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。 賃貸借関係 1番を安田委員お願いいたします。
安田委員	以前、〇〇さんが賃貸していまして、〇〇さんの協力がありましてやっていたんですが、4月から〇〇さんが借りることになっていたんですけども、父親の〇〇さんの体調が悪くて、手続きが、遅れてしまいまして、今回この場で賃貸借いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 (小谷会長)	ありがとうございます。 あの地区担当の説明はないんですが、2 番の案件で、私の方から賃貸借の間は農業委員会としては認めますが、もし父親が亡くなって、娘さん又は義理の息子さんが地主さんとなられても、耕作権はありませんのでと説明をさせていただきました。本人も納得はしたと思うんですが、公社の関係上、公社が親が亡くなって地主が自分になっても、これだけ離れた飛び地を集積として考えることは不可能ですというような説明をさせていただいて、地元で売買、賃貸したいという方がいる場合は、地元優先と農業委員会は判断しておりますのでという説明をさせていただきました。
議長 (小谷会長)	これより、議案第 2 号 賃貸借関係に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
藤本委員	先月の総会で説明をさせて貰った通りなんですけども、本人とも色々話したりして、事務局の話しと違うようなことも言われたり、それなりに理解しているのかしていないのか、今後このようなことがないように伝えましたのでよろしく願いいたします。
議長 (小谷会長)	その通りです。本当に注意して頂きたいと思います。 事務局は分かりやすく、優しくいいます。 農業者委員さんはどうしても、きつく言われます。言い方が違うんじゃないかと言われても、自分達は正しいことをやっていますので、適切に注意するところは注意して、物事を進めて頂きたいと思います。
議長 (小谷会長)	他にありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	これで質疑を終わります。 それでは、議案第 2 号 賃貸借関係について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案 賃貸借関係」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和 7 年度第 5 回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前 11 時 36 分 閉会】

※以上の顚末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長 (会 長) _____

署名委員 (工藤委員) _____

署名委員 (安田委員) _____